

## VI 平成 25 年度税制改正での決定事項等

## 雇用促進税制の拡充

○ 所得拡大促進税制の創設により、個人の所得水準の向上を図るとともに、雇用促進税制の拡充により、雇用の拡大を目指す。具体的には、控除額を増加雇用者一人当たり20万円から40万円に引き上げる。

### 【改正前の制度の概要】

当期中に増加した雇用者（雇用保険の一般被保険者）1人当たり20万円の税額控除ができる制度（法人税額の10%（中小企業等にあつては20%）を限度とする）。

- ①雇用者数が前事業年度末に比して10%以上及び5人以上（中小企業等は2人以上）増加。
- ②前事業年度及び当該事業年度中に、事業主都合による離職者がいないこと。
- ③当該事業年度における「支払給与額」が、前事業年度より、以下の算定額以上に増加していること。  
[算式] 給与増加額  $\geq$  前事業年度の給与額  $\times$  雇用者の増加率  $\times$  30%

### 【事業年度開始後】

ハローワークに「雇用促進計画」を届出。

### 【事業年度終了後】

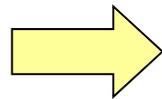
ハローワークで

- ①雇用保険一般被保険者数の一定の増加、
- ②事業主都合の離職がないこと、

の確認を受ける。

+

③支払給与額の一定の増加



(注) 所得拡大促進税制とは選択適用。

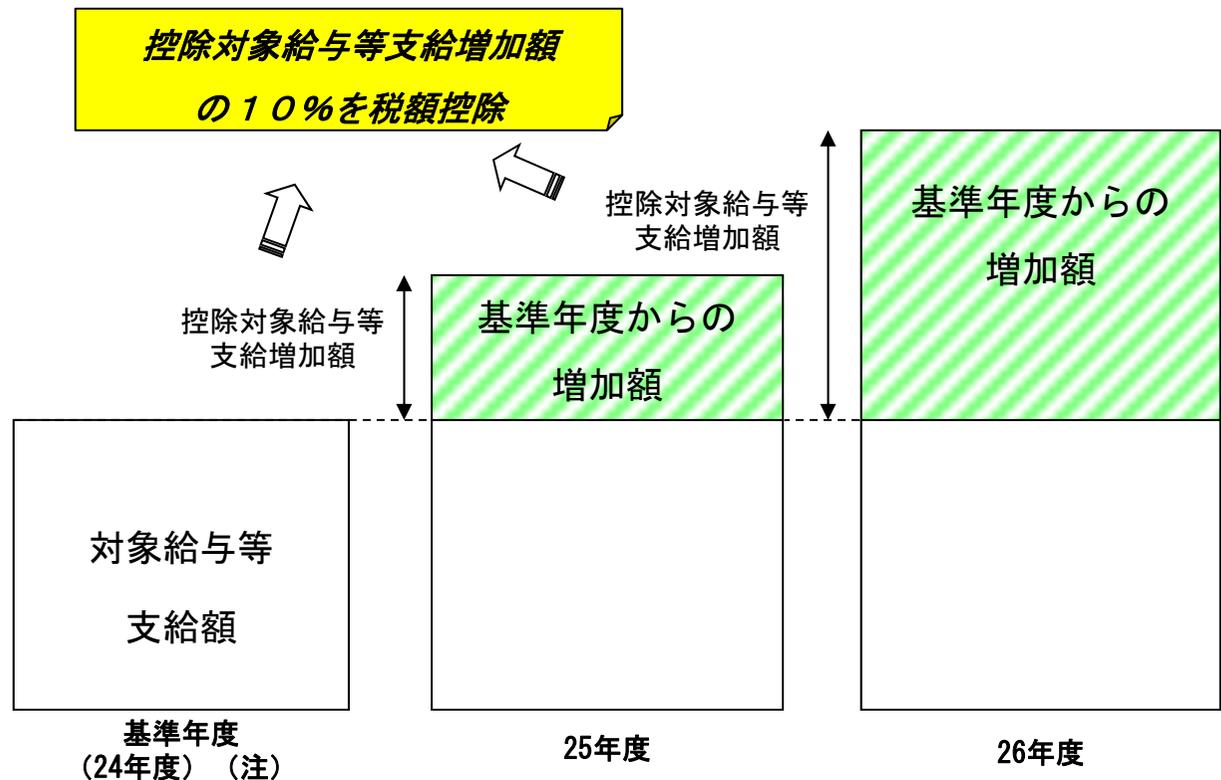
## 所得拡大促進税制の創設

- 個人の所得水準の改善を図るため、企業の労働分配（給与等支給）を促す所得拡大促進税制を創設。
  - 具体的には、基準年度と比較して5%以上、給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額の10%を税額控除（法人税額の10%（中小企業等は20%）を限度）できる措置を創設する。（3年間の措置）
- （注）雇用促進税制等とは選択適用。

### 【要件】

以下の全てを満たすこと。

- （1）基準年度と比較して5%以上給与等支給額が増加
- （2）給与等支給額が前事業年度を下回らないこと
- （3）平均給与等支給額が前事業年度を下回らないこと



（注）基準年度とは、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいう。

# 住宅取得に係る主な措置

## 住宅取得対策

### 住宅ローン減税の改正

#### ①一般の住宅

居住年	借入 限度額	控除率	各年の控 除限度額	最大 控除額
26.1-26.3	2,000万円	1.0%	20万円	200万円
26.4-29.12	<b>4,000万円</b>	1.0%	40万円	<b>400万円</b>

#### ②認定住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅）

居住年	借入 限度額	控除率	各年の控 除限度額	最大 控除額
26.1-26.3	3,000万円	1.0%	30万円	300万円
26.4-29.12	<b>5,000万円</b>	1.0%	50万円	<b>500万円</b>

### 自己資金により住宅の取得をした場合の特例措置の改正

○平成26年から平成29年までの間、対象住宅及び控除限度額を以下とする。また、標準的なかかり増し費用を見直す。

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率	控除限度額
26.1-26.3	認定長期優良住宅	500万円	10%	50万円
26.4-29.12	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	<b>650万円</b>	10%	<b>65万円</b>

## 住宅リフォーム対策

### 省エネ、バリアフリー、耐震リフォームをした場合の減税措置の改正

#### ①省エネ改修工事（自己資金）

居住年	工事限度額	控除率	控除限度額
25.1-26.3	200(300)万円	10%	20(30)万円
26.4-29.12	<b>250(350)万円</b>	10%	<b>25(35)万円</b>

#### ②バリアフリー改修工事（自己資金）

居住年	工事限度額	控除率	控除限度額
25.1-29.12	<b>200万円</b>	10%	<b>20万円</b>

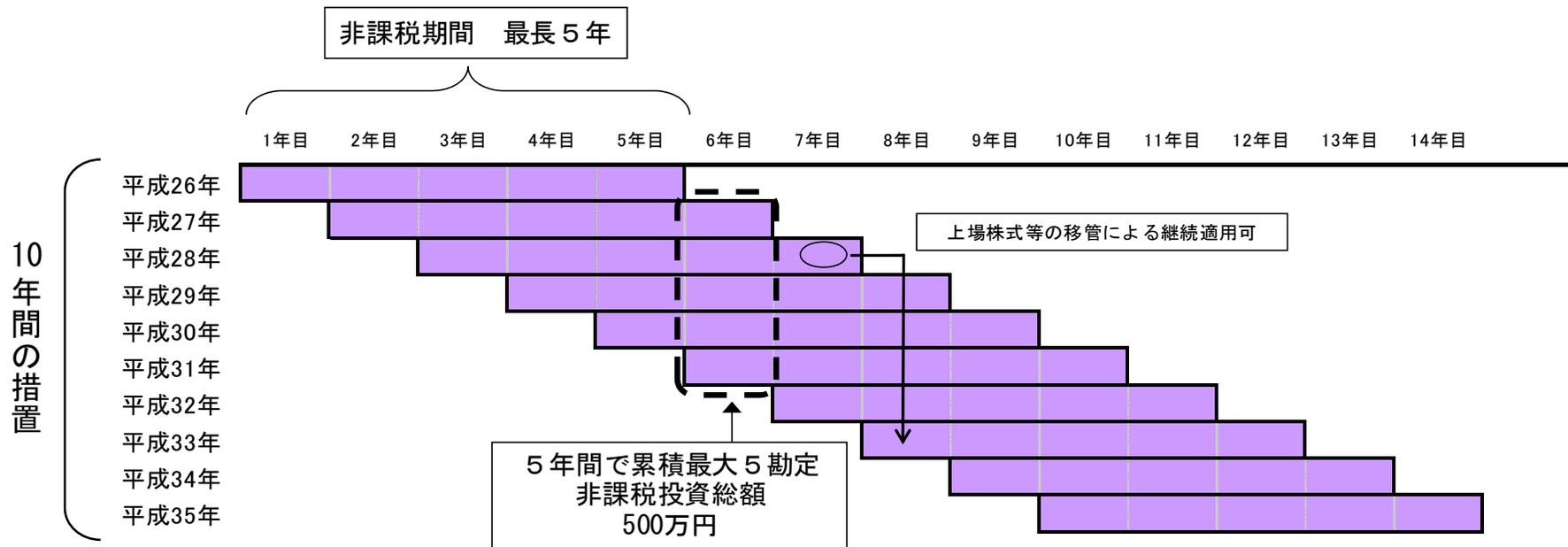
#### ③耐震改修工事（自己資金）

工事完了年	工事限度額	控除率	控除限度額
26.1-26.3	200万円	10%	20万円
26.4-29.12	<b>250万円</b>	10%	<b>25万円</b>

## NISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)

1. 非課税対象 : 非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限  
(未使用枠は翌年以降繰越不可)
3. 非課税投資総額 : 最大500万円 (100万円 × 5年間)
4. 口座開設期間 : 平成26年から平成35年までの10年間 (毎年新たな口座開設は不要)
5. 保有期間 : 最長5年間、途中売却は自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)

### <非課税措置のイメージ>

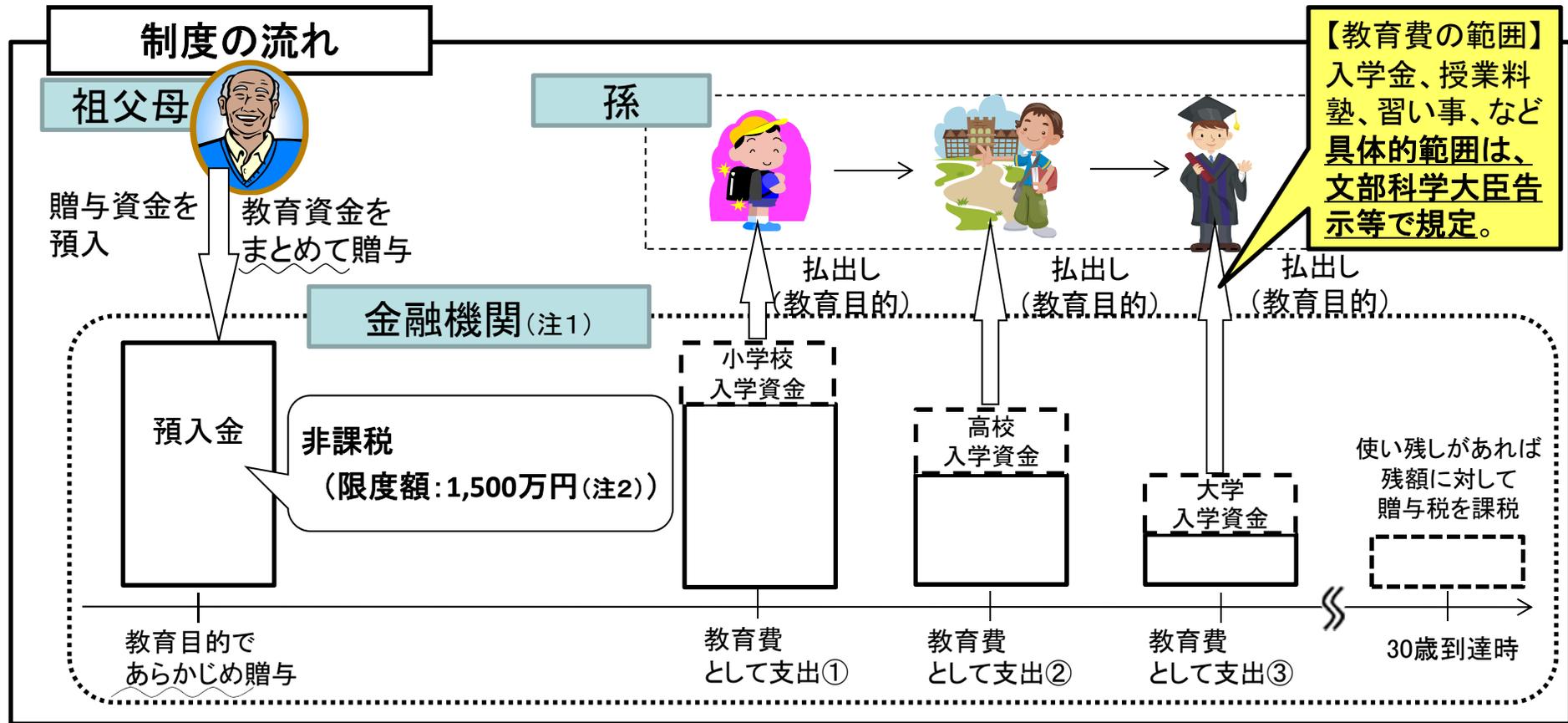


# 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

## 制度の概要

- 祖父母(贈与者)は、金融機関(注1)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円(注2)を非課税とする。
- 教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。
- 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置。

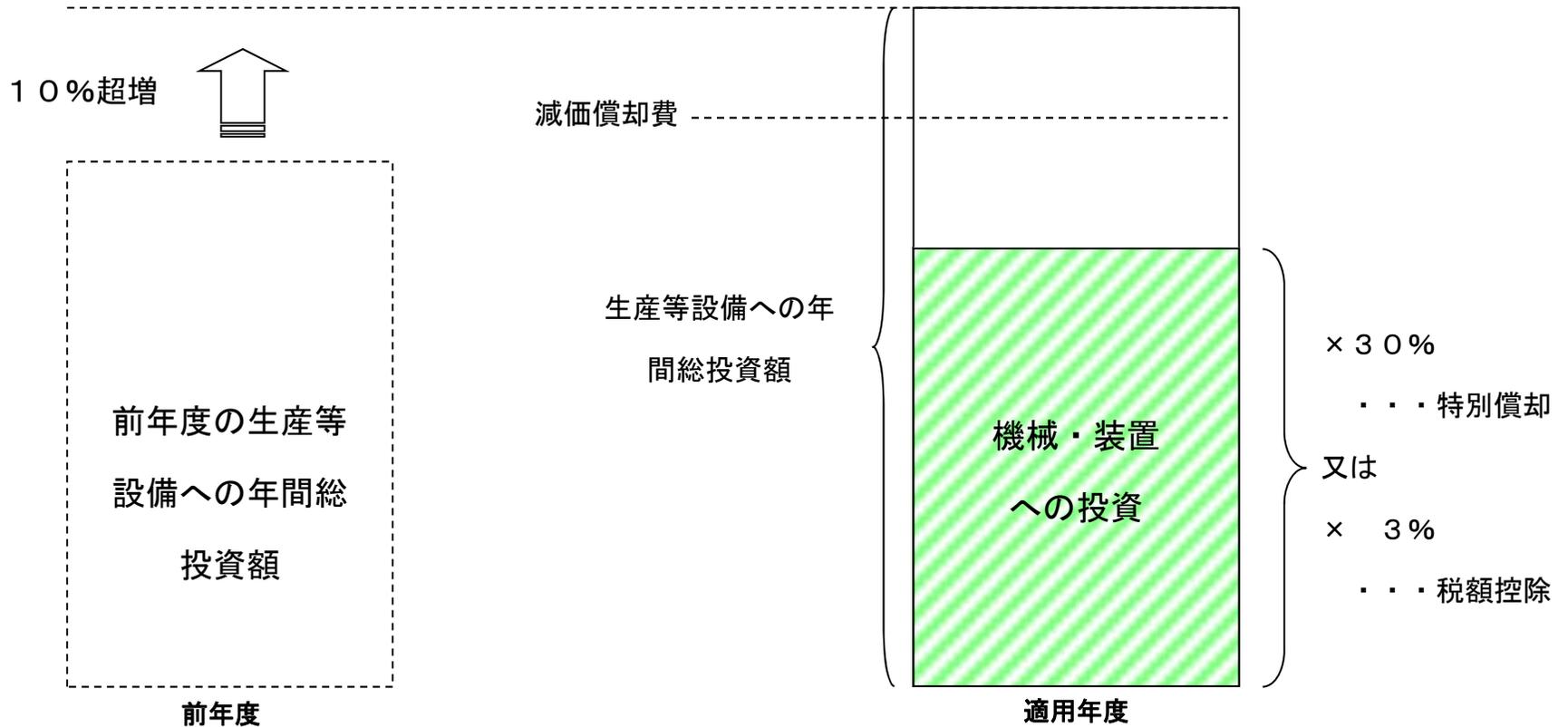
## 制度の流れ



(注) 1 金融機関とは、信託会社(信託銀行を含む。)、銀行等及び金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)をいう。(実際に商品を提供するかどうかは、個々の金融機関の判断)  
 2 学校以外の者に支払われるものについては、500万円を限度とする。  
 3 贈与者の死亡前3年以内に教育資金の一括贈与が行われた場合であっても、その贈与された金銭等の価額は相続税の課税価格に加算されない(3年内贈与加算の適用除外)。

# 生産等設備投資促進税制の創設

- 生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図るとともに、国内における設備投資需要を喚起する観点から、  
早期の投資回収を可能とする生産等設備投資促進税制を創設。具体的には、  
(1)国内における生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ、  
(2)国内における生産等設備への年間総投資額が前年度と比較して10%超増加、  
した事業年度において、新たに国内において取得等をした機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除(法人税額の20%を限度)ができる制度を創設する。(2年間の措置)

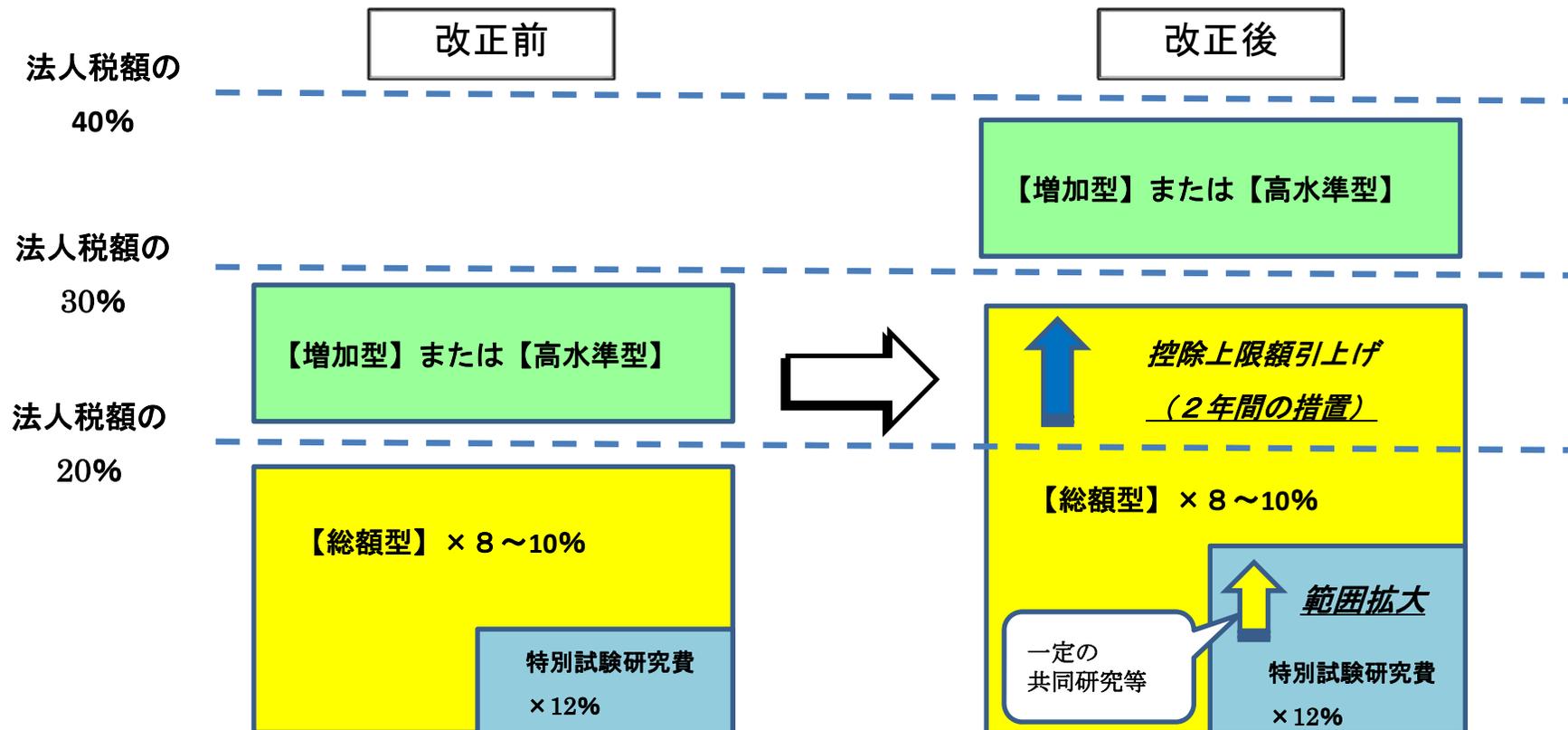


# 研究開発税制の拡充

- リーマン・ショック以降、企業の研究開発投資が低迷している現状に鑑み、企業のイノベーションを促進する観点から、研究開発税制を拡充する。
- 具体的には、復興特別法人税が終了するまでの2年間の時限措置として、税額控除上限額を法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、オープンイノベーション促進の観点から、特別試験研究費の範囲を拡大する。

**【改正前の制度の概要】**

法人が試験研究を行った場合、試験研究費の総額の8~10%(特別試験研究費の額については12%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。



## 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の支援措置の創設

- 地域経済を支える中小企業の活性化を図る観点から、商業・サービス業、農林水産業を営む中小企業等が経営改善のために行う（注）店舗改修等の設備投資を行った場合、30%の特別償却又は7%の税額控除（法人税額の20%を限度）ができる制度を創設する。（2年間の措置）

（注1）商工会議所などが助言。

（注2）税額控除は、資本金3,000万円以下の中小企業に限る。

### 対象事業者

卸売業  
小売業  
サービス業  
農林水産業

設備投資

### 【対象設備】

器具・備品（1台30万円以上）  
建物附属設備（1台60万円以上）

### 【措置の内容】

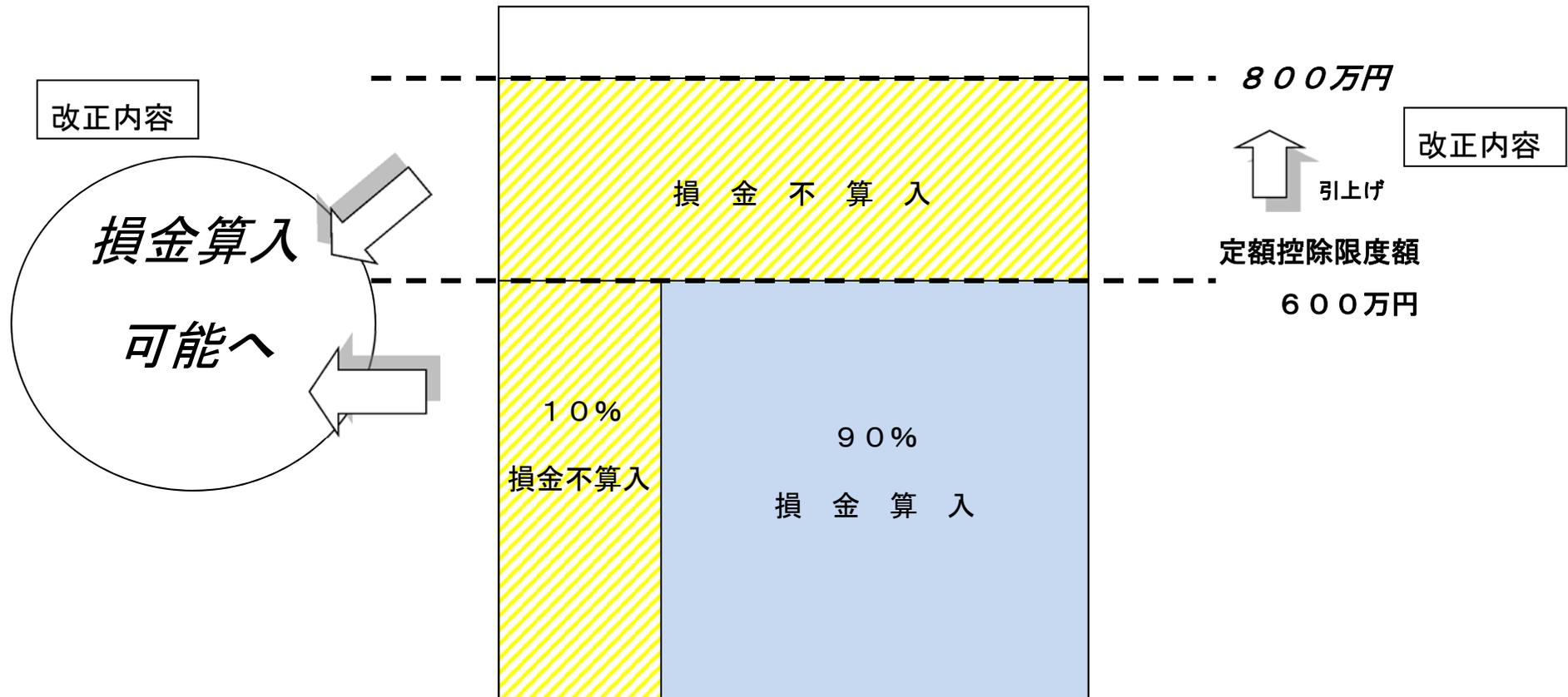
30%の特別償却  
又は  
7%の税額控除

## 中小法人の交際費課税の特例の拡充

○ 景気を刺激するとともに、中小法人を支援するため、800万円以下の交際費を全額損金算入可能とする。

### 【改正前の制度の概要】

- (1) 大法人:全額損金不算入
- (2) 中小法人:600万円に達するまでの金額の90%損金算入可



# 転嫁対策等の取組みについて

## 1. 消費税転嫁対策特別措置法 ※25年10月1日施行

- ・減額・買ったとき等の転嫁拒否等の行為の禁止
- ・消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止
- ・税込価格の誤認防止措置を講じた場合、税抜価格の表示が可能。
- ・転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法の適用除外

## 2. 転嫁拒否等に関する監視・取締り

- ・より迅速かつ効果的に監視・取締りを行う観点から、公取委、経産省（中企庁）、消費者庁、事業所管省庁に調査・指導を行う権限を付与。
  - ・公取委・経産省（中企庁）合わせ600名程度を臨時的に増員、転嫁拒否等調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官等を配置。
  - ・政府全体の司令塔として、内閣官房に消費税価格転嫁等対策推進室を設置。
  - ・違法行為を効果的に摘発するため、過去を大幅に上回る規模（15万社）の書面調査を実施（公取委・経産省（中企庁））。26年度以降は、25年度を大幅に上回る規模の悉皆的書面調査を実施予定。
- （注）消費税導入時：親事業者、下請事業者それぞれ7,000社、66,000社。  
平成9年の引上げ時：親事業者、下請事業者それぞれ1,000社、5,000社。

## 3. 事業者に対する指導・要請

- ・約20万事業者に対し消費税転嫁対策特別措置法の遵守について要請文書を発出（公取委、経産省（中企庁））。別途、関係団体に要請文書を発出（消費者庁）。
- ・書面調査の結果を踏まえ、周知徹底を強化（公取委、経産省（中企庁）、国交省）。
- ・所管業界団体等に対し消費税転嫁対策特別措置法の遵守について指導通知を発出（各事業所管省庁）。

## 4. 転嫁拒否等に関する相談対応

- ・各省庁や都道府県等、中小企業団体に相談窓口を設置。
- ・政府共通の相談窓口（消費税価格転嫁等総合相談センター）を設け、電話・メールを使った相談対応を実施。
- ・全国各地で事業者向け移動相談会を実施（公取委）。
- ・転嫁・表示カルテルの届出窓口を設置（公取委）。
- ・便乗値上げに関する情報・相談受付窓口を設置（消費者庁）。

## 5. 事業者・消費者に対する広報

- ・事業者等向けのパンフレットを作成し、幅広く配布・周知。
- ・消費税転嫁対策特別措置法の事業者等向け説明会を実施（公取委）。
- ・業界団体等が主催する説明会への講師を派遣（公取委、消費者庁、財務省・国税庁）。
- ・政府広報において、転嫁対策に関する新聞広告を実施。
- ・社会保障・税一体改革の意義等に関する一般向け広報も展開。

## 6. 国・地方公共団体における対応

- ・政府等が行う物品・サービスの調達に関し、平成26年度予算政府案において、税率引上げ後の消費税相当額を適切に反映。
- ・地公体が行う予算編成等において、政府と同様の対応を行うよう要請。

## 7. 公共料金等の改定

- ・消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について、基本的考え方を取りまとめ（物価担当官会議申合せ）。

## 福島復興再生特別措置法の改正に伴う措置

- 避難解除区域に係る課税の特例の対象区域に避難指示解除準備区域及び居住制限区域を追加  
【現行制度】
  - ・ 事業用設備の即時償却・税額控除制度
  - ・ 避難対象者を雇用する場合の税額控除制度
- 立地促進区域に新規に進出した事業者に対して、上記と同様の措置を適用

対象区域について、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を追加

立地促進区域に新規に進出した事業者について、被災事業者と同様の措置を適用

○避難解除区域において被災事業者が取得する  
事業用設備の即時償却・税額控除制度  
特別償却

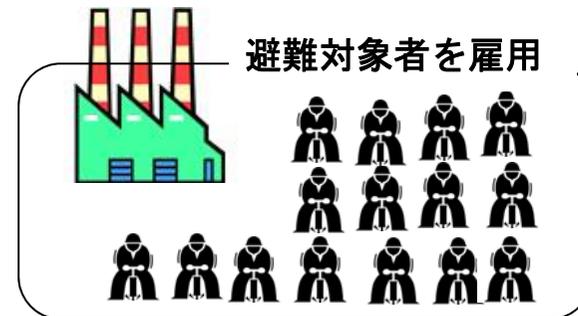
取得等の時期 資産等の区分	解除の日から5年間
機械装置	100%
建物・構築物	25%

【選択】

税額控除

取得等の時期 資産等の区分	解除の日から5年間
機械装置	15%
建物・構築物	8%

○避難解除区域において被災事業者が避難対象  
雇用者等を雇用する場合の税額控除制度



【選択】

避難対象雇用者等に  
対する給与等支給額  
× 20%の税額控除

※復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

## 延滞税等の見直し

○ 現在の低金利の状況を踏まえ、事業者等の負担を軽減する観点等から、延滞税・利子税・還付加算金について引下げ。

(平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用。)

	内 容	本 則	特例【改正前】 (公定歩合+4%) [参考]平成25年分	特例【改正後】 (14.6%については、特例の創設)	[参考] 貸出約定平均 金利の年平均 が0.9%の場合
延滞税	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	—	特例基準割合 + 7.3% (早期納付を促す)	9.2%
2ヶ月以内等	納期限後2ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	4.3%	特例基準割合 + 1% (早期納付を促す)	2.9%
納税の猶予等	事業廃止等による納税の猶予等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減 (災害・病気等の場合には、全額免除)	2分の1免除 (7.3%)	4.3%	特例基準割合	1.9%
利子税 (主なもの)	所得税法・相続税法の規定による延納等、一定の手続を踏んだ納税者に課されるもの	7.3%	4.3%	特例基準割合	1.9%
還付加算金	国から納税者への還付金等に付される利息	7.3%	4.3%	特例基準割合	1.9%

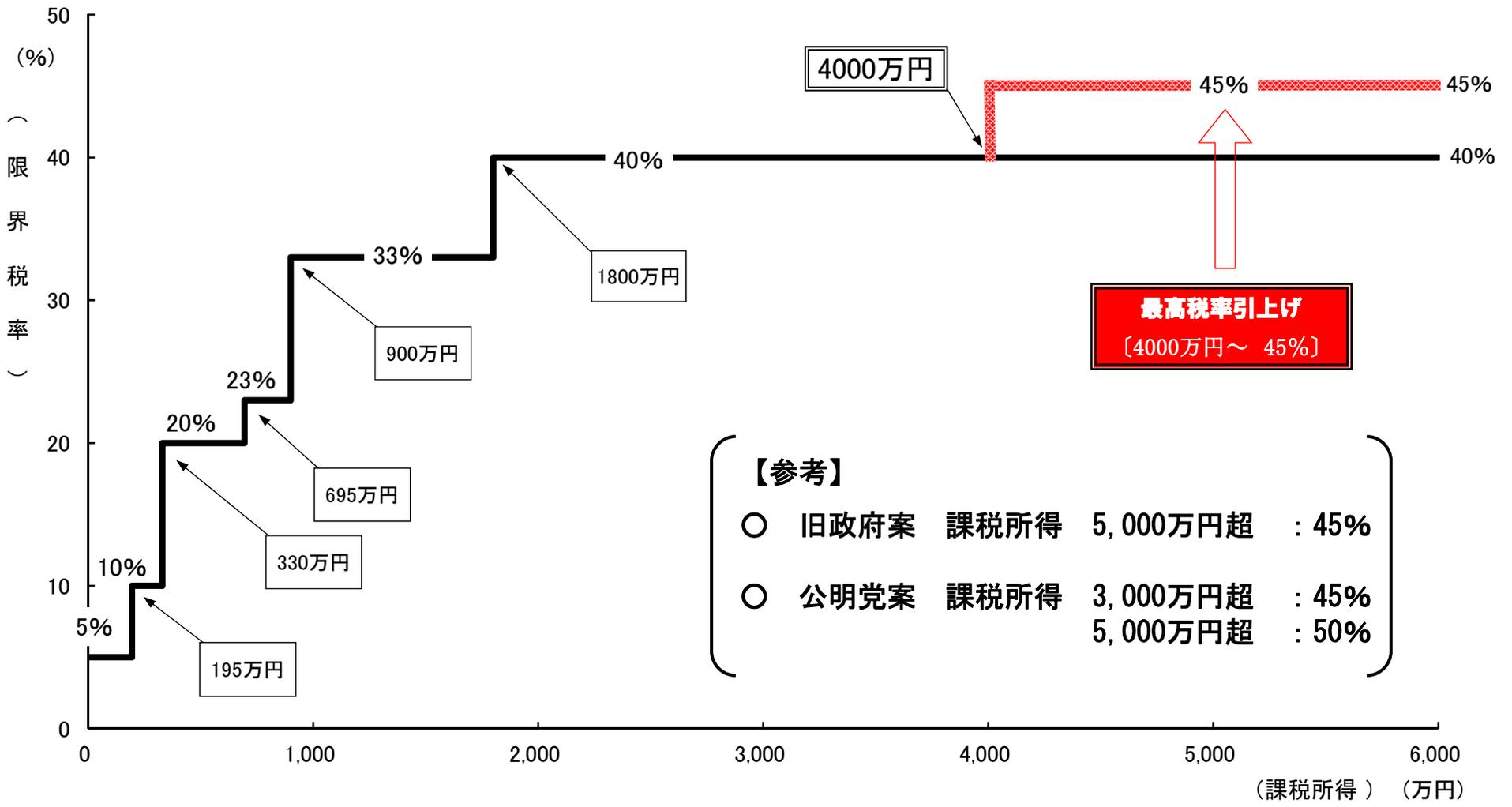
※「特例基準割合」は、「貸出約定平均金利+1%」

(注1) 上記「特例基準割合」中の貸出約定平均金利は、日本銀行が公表する前々年10月～前年9月における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の平均

(注2) 地方税における延滞金等についても、同様の見直しを行っている。

# 所得税の最高税率の見直し

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について45%の税率を設ける(平成27年分の所得税から適用)。



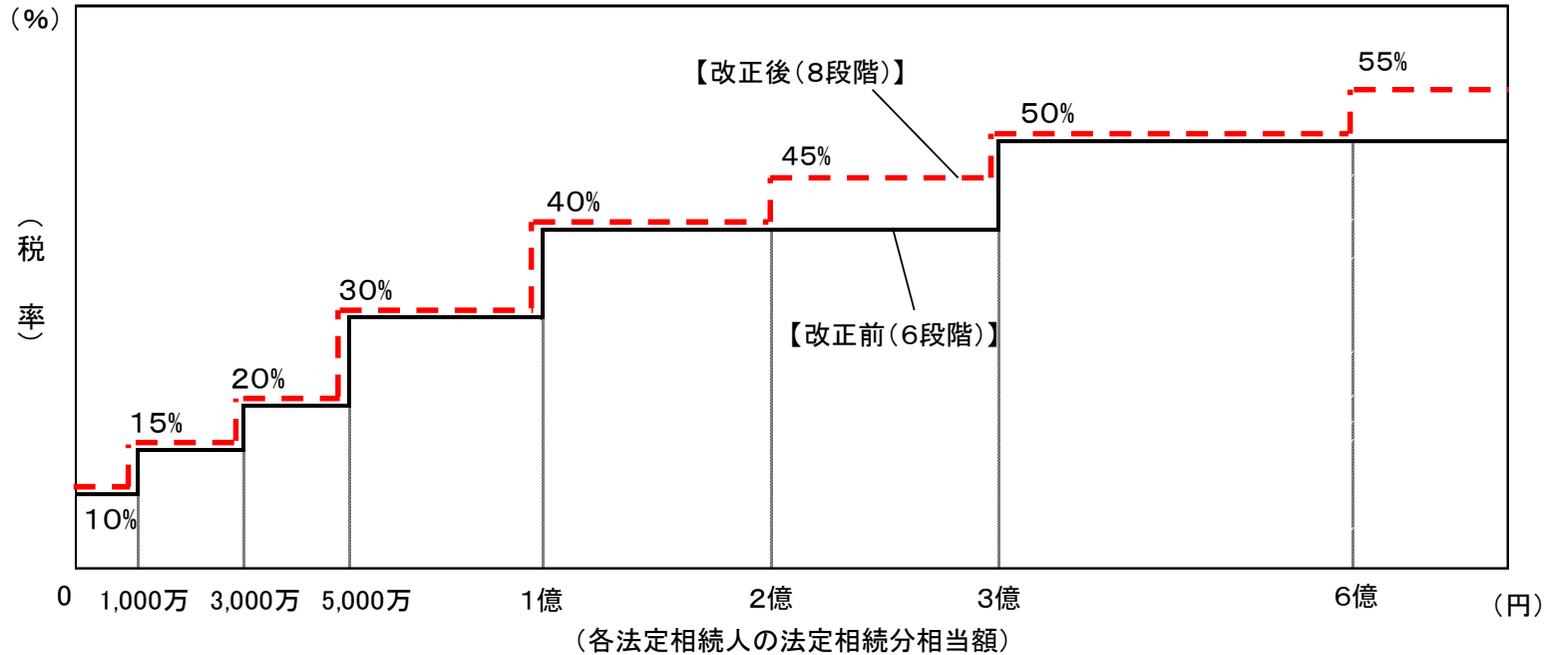
- 【参考】
- 旧政府案 課税所得 5,000万円超 : 45%
  - 公明党案 課税所得 3,000万円超 : 45%
  - 5,000万円超 : 50%

# 相続税の見直し

## ① 基礎控除の引下げ

【改正前】  $5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$   $\rightarrow$  【改正後】  $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

## ② 税率構造の見直し



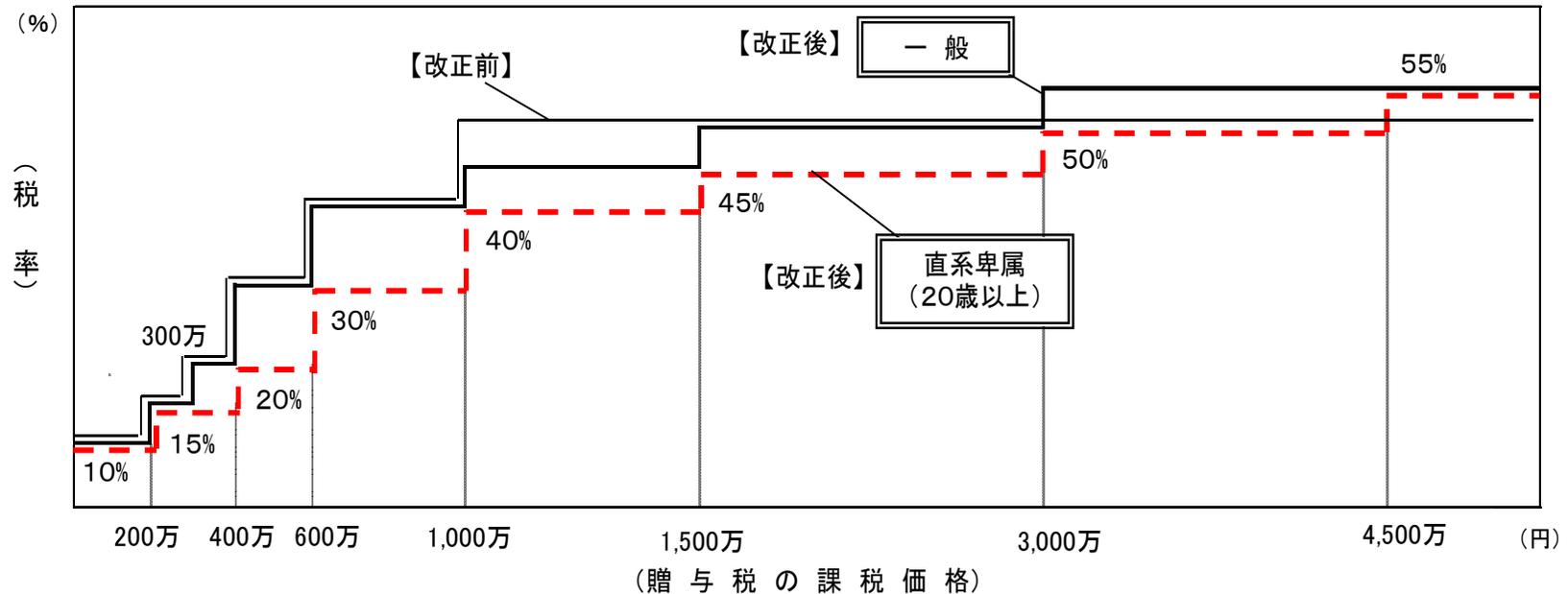
## ③ 未成年者控除・障害者控除の見直し

	【改正前】	【改正後】
・ 未成年者控除	$6\text{万円} \times 20\text{歳に達するまでの年数}$	$10\text{万円} \times 20\text{歳に達するまでの年数}$
・ 障害者控除	$6\text{万円 (特別障害者: 12万円)} \times 85\text{歳に達するまでの年数}$	$10\text{万円 (特別障害者: 20万円)} \times 85\text{歳に達するまでの年数}$

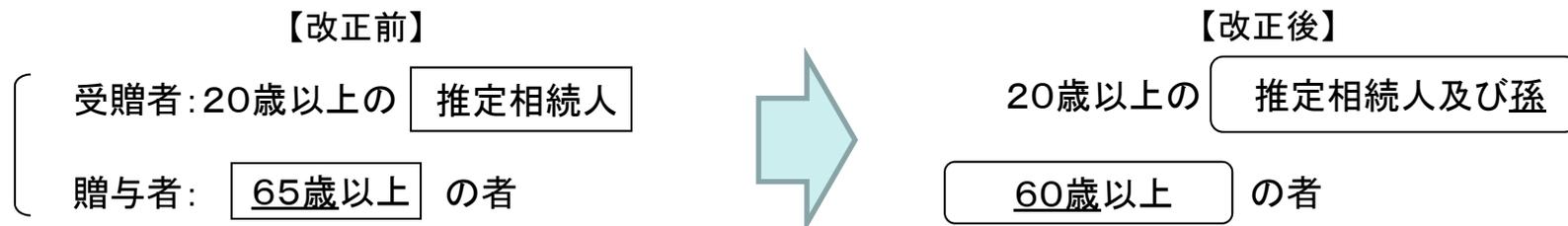
(注) 平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用。

# 贈与税の見直し

## ① 税率構造の緩和(暦年課税) : 子や孫等への税率を緩和



## ② 相続時精算課税制度の対象者の見直し : 孫への生前贈与をさらに行いやすくする



(注) 平成27年1月1日以後の贈与について適用。

# 「好循環実現のための経済対策」の概要

## 基本的考え方

- 本対策は、平成25年10月1日に決定した「経済政策パッケージ」の一部をなすもの
- 同パッケージに盛り込まれた1兆円規模の税制措置等と併せ、5兆円規模の本対策を速やかに実行し、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものに

(基本方針)

- 消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減緩和のため、来年度前半に需要が発現する施策に重点化
- 一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道に早期に復帰できるよう、経済の成長力底上げに資するとともに、持続的な経済成長の実現に資するため、消費や設備投資の喚起など民間需要やイノベーションの誘発効果が高い施策に重点化、未来への投資

## 本対策の具体的施策

### I. 競争力強化策

1. 競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等
  - (1)競争力強化に資する設備投資等の促進
  - (2)科学技術イノベーション、技術開発の推進
  - (3)海外展開の推進
  - (4)金融機能の強化、公的・準公的資金の運用等の見直し
2. エネルギーコスト対策
3. 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機とした都市インフラ整備等
  - (1)交通・物流ネットワーク等の都市インフラ整備等
  - (2)オリンピック・パラリンピック施設の整備等
4. 地域、農林水産業、中小企業・小規模事業者の活力発揮
  - (1)地域づくり・まちづくり
  - (2)農林水産業の活力発揮
  - (3)中小企業・小規模事業者の革新

### II. 女性・若者・高齢者・障害者向け施策

1. 女性の活躍促進、子育て支援・少子化対策
  - (1)女性の活躍促進
  - (2)子育て支援・少子化対策
2. 若者の活躍促進、雇用対策
3. 高齢者・障害者への支援

### III. 復興、防災・安全対策の加速

1. 東日本大震災の被災地の復旧・復興
  - (1)福島の再生
  - (2)復興まちづくり
  - (3)産業の復興
  - (4)被災者支援
  - (5)復興財源の補填
2. 国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組や社会資本の老朽化対策の加速、原子力事故対応・原子力防災対策等の充実等

- (1)大規模な災害等への対応体制の強化
  - (2)地域経済に配慮した社会資本の強靱化・老朽化対策等
  - (3)学校施設等の耐震化等の推進
  - (4)原子力事故対応・原子力防災対策等の充実
  - (5)台風災害等からの復旧
3. 安全・安心な社会の実現
    - (1)良好な治安の確保
    - (2)安心の確保
    - (3)危機管理

### IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和

### V. 経済の好循環の実現

### VI. 経済対策の実行

- (1)本経済対策の速やかな実行
- (2)進捗状況の把握

# 平成25年度補正予算について

□ 「好循環実現のための経済対策」（12月5日閣議決定）の実行に伴う国費 **5兆4,956億円**

**I 競争力強化策** **1兆4,184億円**

- ・競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等〔4,245億円〕
- ・エネルギーコスト対策〔890億円〕
- ・オリンピック東京大会を契機としたインフラ整備等〔1,011億円〕
- ・地域、農林水産業、中小企業等の活力発揮〔8,037億円〕

**II 女性・若者・高齢者・障害者向け施策** **3,005億円**

- ・女性の活躍促進、子育て支援・少子化対策〔1,685億円〕
- ・若者の活躍促進、雇用対策〔822億円〕
- ・高齢者・障害者への支援〔498億円〕

**III 復興、防災・安全対策の加速** **3兆1,274億円**

- ・東日本大震災の被災地の復旧・復興〔1兆9,308億円※〕  
※復興特別法人税1年前倒し廃止に伴う補填8,000億円を含む
- ・国土強靱化、防災・減災の加速、原子力防災対策等〔1兆946億円〕
- ・安全・安心な社会の実現〔1,021億円〕

**IV 低所得者等への影響緩和、駆け込み需要と反動減の緩和** **6,493億円**

- ・一般の住宅取得に係る給付措置(すまい給付金)〔1,600億円〕
- ・簡素な給付措置(臨時福祉給付金)〔3,420億円〕
- ・子育て世帯に対する臨時特例給付措置〔1,473億円〕

□ 地方交付税交付金の増〔1兆1,608億円〕、国際分担金等の追加財政需要〔3,636億円〕

□ 財源は税込、税外収入、前年度剰余金等で確保。新規国債の増発は行わない。

# 一般の住宅取得に係る給付措置

[約3,100億円]

## 1. 給付額

【消費税率8%時（平成26年4月～平成27年9月）】

都道府県民税所得割額(収入額の目安) <sup>注</sup>	給付額
6.89万円以下(425万円以下)	30万円
6.89万円超8.39万円以下(425万円超475万円以下)	20万円
8.39万円超9.38万円以下(475万円超510万円以下)	10万円

注 標準的な世帯（夫婦及び中学生以下の子2人）において、夫が住宅取得する場合の夫の収入額の目安。実際の給付に当たっては、これを踏まえた住民税納付額などの客観的基準によって給付額を設定。

【消費税率10%時（平成27年10月～平成29年12月）】

税制抜本改革法附則第18条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、平成27年10月1日に消費税率が10%に引き上げられた場合の給付措置については、「住宅取得に係る給付措置についての自由民主党・公明党の合意」（平成25年6月26日）を踏まえたものとする。

## 2. 給付対象・給付方法等

### ①給付対象者

引上げ後の消費税率が適用され、一定の質が確保された新築住宅又は中古住宅を取得し自ら居住する者。ただし、住宅ローンを利用せずに住宅を取得する者については、50歳以上であって、住民税(都道府県)所得割額が13.3万円以下の者に限るものとする。

### ②給付方法

住宅取得に係る給付措置は、原則として、次の方法により行う。

- ・ 給付事務は公募により選定する者が行う。
- ・ 給付申請は住宅取得者又はこれを代行する者が行う。
- ・ 給付金は住宅取得者又は住宅取得者に代わる者として当該住宅の請負人・売主が受領する。
- ・ 給付は現金を指定の口座に振り込むことにより行う。

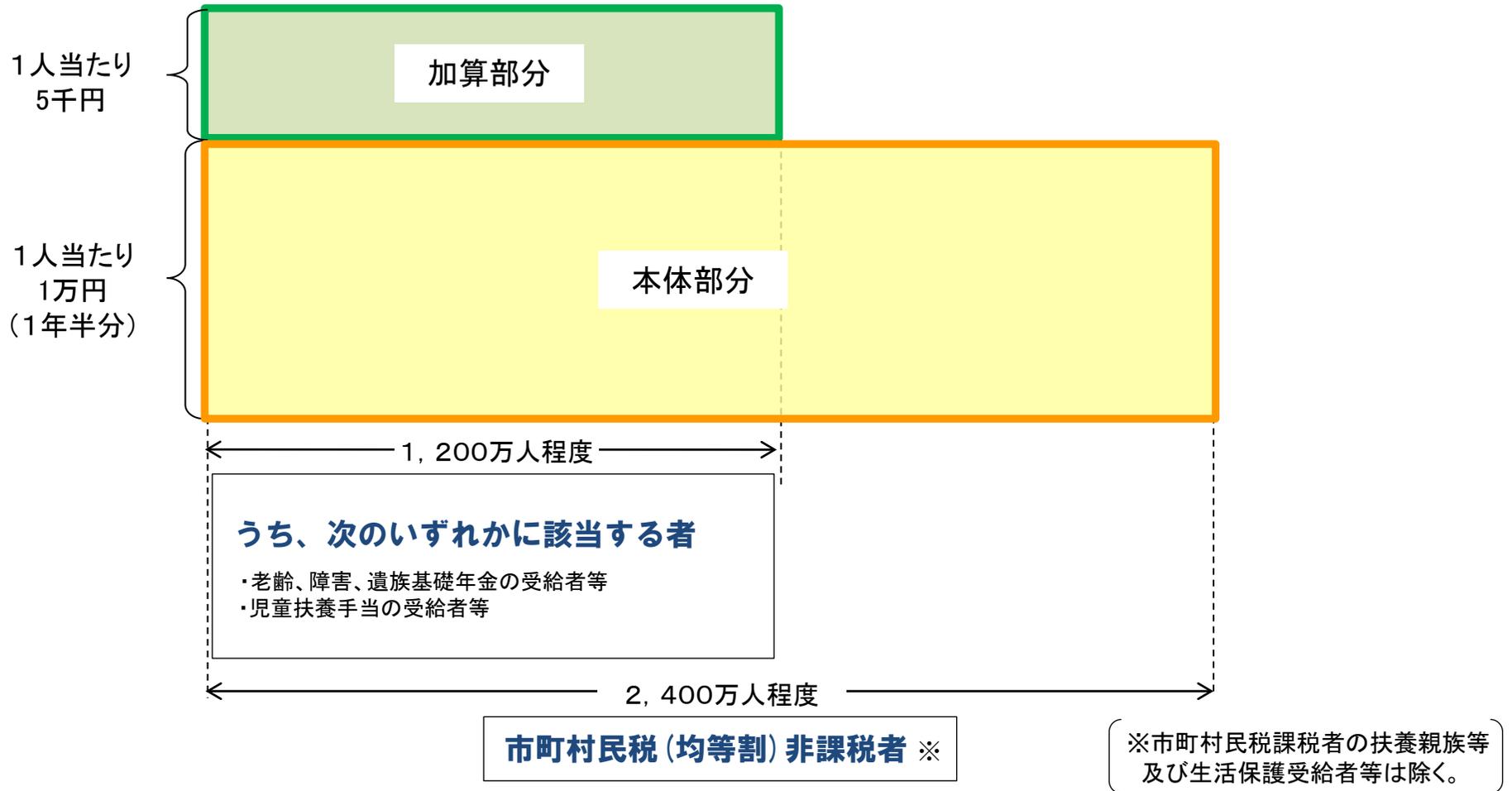
### ③その他

この閣議決定に定めるもののほか、本措置の実施業務につき必要な事項は、国土交通大臣が別に定める。

# 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)

所要額: 3,420億円  
(給付金3,000億円、事務費420億円)

- 市町村民税(均等割)が課税されていない者(※)に対し、一人当たり1万円を給付。
- これらの対象者のうち、次のいずれかに該当する者には、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人当たり5千円を加算。
  - ・ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当の受給者等



# 消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について(平成25年10月1日閣議決定)の概要

- 消費税率(国・地方)を平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることを確認する。
- 消費税率の引上げによる反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージを決定。

## 1. 経済状況と持続的な経済成長に向けた取組

- 政府は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生に向けて「**三本の矢**」を一体として強力に推進。
- 経済財政諮問会議意見に示されているとおり、**景気は緩やかに回復**。物価の動向を総合してみると、デフレ状況ではなくなりつつある。**先行きについても、景気回復の動きが確かなものとなる**ことが期待される。
- 「**経済政策パッケージ**」(後述)に取り組み、**デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとする**。

## 2. 財政状況等

- 我が国財政は厳しい状況。社会保障関係費の増大などにより悪化。
- 政府は財政健全化目標を設定。「**中期財政計画**」に従い、**財政健全化目標達成を目指す**。
- 国民に負担増を求める際に、**各分野の歳出において無駄がある**といった批判を招かないよう取り組む。

## 3. 社会保障制度改革

- 本年8月に「**法制上の措置の骨子**」についてを決定。**消費税増収分と社会保障給付の重点化・効率化により必要な財源を確保しつつ、社会保障制度改革を行う**。
- 政府は、この骨子に基づく法律案を速やかに策定し、**次期国会冒頭に法案を提出**。

## 4. 消費税率引上げにあたっての対応

消費税率の引上げにあたっては、**税収増を社会保障の充実・安定化に充てるのみならず、デフレ脱却と経済再生に向けた取組みを更に強化するため、以下について、「経済政策パッケージ」として取り組む**。

### (1) 成長力底上げのための政策

① **成長戦略関連施策の当面の実行方針** ② **投資減税措置等** : 設備投資減税・研究開発減税、事業再編促進税制、ベンチャーファンドへの投資を促す税制の創設等。

### (2) 「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現

- 企業収益の拡大が賃金上昇や雇用拡大による消費拡大・投資増加につながる好循環を実現するため、政府は、**9月20日に立ち上げた「経済の好循環実現に向けた政労使会議」**等において取組を進める。
- 所得拡大促進税制**について、企業による賃金引上げの取組を強力に促進するため、**拡充を行う**。
- 足元の経済成長を賃金上昇につなげることを前提に、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止について検討する**。その検討にあたっては、**税収の動向などを見極めて復興特別法人税に代わる復興財源を確保すること、国民の理解、なかでも被災地の方々の十分な理解を得ること、及び復興特別法人税の廃止を確実に賃金上昇につなげられる方策と見直しを確認すること**等を踏まえたうえで、**12月中に結論を得る**。

### (3) 新たな経済対策の策定

- 消費税率引上げに伴う**駆け込み需要とその反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応**するとともに、**その後の経済の成長力を底上げして成長軌道に早期に復帰できるように、反動減等に対応した給付措置(後述)とあわせて、新たな経済対策を策定する**。
- 来年度4~6月期に見込まれる反動減を大きく上回る**5兆円規模**とし、3%の消費税率引上げによる影響を大幅に緩和するとともに、**経済の成長力の底上げ、成長軌道への早期の復帰**に対応。
- その中で、**競争力強化策、高齢者・女性・若者向け施策、復興、防災・安全対策の加速**などを措置すべく、今後、**来年度予算とあわせて具体化**し、景気や税収の動向を見極めた上で、**12月上旬に新たな経済対策として策定する**。
- その上で、これらの施策を実行するための**平成25年度補正予算を、来年度予算とあわせて編成**する。
- また、**来年度予算においても、経済成長に資する施策に重点化**する。

(4) **簡素な給付措置** : 市町村民税非課税者2,400万人に**1万円**支給。老齢基礎年金(65歳以上)の受給者等に**5,000円**を加算。

(5) **住宅取得等に係る給付措置**(給与収入約500万円以下の住宅購入者に**10~30万円給付**。被災地は標準的な負担増加額を給付。)、**車体課税の見直し**

(6) **転嫁対策** : 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、実効性ある対策を推進。

(7) **復興の加速等(再掲)** : ①新たな経済対策の中で復旧・復興の加速に取り組み、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算で予算措置を講じる。  
②その対策の中で、復興特別法人税を廃止する場合は復興財源を補填する。③被災者の住宅再建に係る給付措置を行う。

# 社会保障・税一体改革による社会保障の充実

※ 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けてのこととなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等\*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

**子ども・子育て**

○子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
- ・「待機児童解消加速化プラン」の実施
- ・新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
- ・社会的養護の充実

など

**0.7兆円程度**

**医療・介護**

○医療・介護サービスの提供体制改革

①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

- ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにすることで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
- ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
- ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。

(新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)

②地域包括ケアシステムの構築

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。

- i) 医療と介護の連携、ii) 生活支援・介護予防の基盤整備
- iii) 認知症施策、iv) 地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
- v) マンパワーの確保等

など

○難病、小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立

○医療・介護保険制度の改革

①医療保険制度の財政基盤の安定化

- ・低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の拡充(国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関する改革の前提として行われる財政支援の拡充を含む)
- ・協会けんぽに対する国庫補助

②保険料に係る国民の負担に関する公平の確保

- ・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充
- ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

③保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等

- ・低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し
- ・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し

④介護給付の重点化・効率化

- ・一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し

⑤介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化

など

**1.5兆円程度**

※充実と重点化・効率化を併せて実施

**年金**

○現行制度の改善

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
- ・受給資格期間の短縮
- ・遺族年金の父子家庭への拡大

**0.6兆円程度**

\* 2017年度時点では、3.2兆円程度の見込み。  
 (注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、公費に影響のあるものについて整理したものである。

**所要額(公費※)合計 = 2.8兆円程度** ※ 消費税財源(平年度ベース)

# 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

## 【法案の趣旨等】

- 社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定（平成25年8月21日）
- この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして提出するもの

## 【法案の主な概要】

### ■ 講ずべき社会保障制度改革の措置等

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度、介護保険制度等の改革について、①改革の検討項目、②改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにするもの

- **少子化対策**（既に成立した子ども・子育て関連法、待機児童解消加速化プランの着実な実施 等）
- **医療制度**（病床機能報告制度の創設・地域の医療提供体制の構想の策定等による病床機能の分化及び連携、国保の保険者・運営等の在り方の改革、後期高齢者支援金の全面総報酬割、70～74歳の患者負担・高額療養費の見直し、難病対策 等）
- **介護保険制度**（地域包括ケアの推進、予防給付の見直し、低所得者の介護保険料の軽減 等）
- **公的年金制度**（既に成立した年金関連法の着実な実施、マクロ経済スライドの在り方 等）

※ 医療サービスの提供体制、介護保険制度及び難病対策等については平成26年通常国会に、医療保険制度については平成27年通常国会に、必要な法律案を提出することを目指すものと規定。

### ■ 改革推進体制

上記の措置の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を設置

### ■ 施行期日

公布の日（一部を除く。）